

3.11 後の原発回帰はいかにして可能になったのか

——新しいリスクと責任追及の逆説——

日本学術振興会 井口暁

1. 目的

本報告の目的は、2011年に福島第一原発事故という未曾有の原子力災害が発生したにもかかわらず、その数年後に原発再稼働を主とする原子力の復活が可能となったのはいかにしてか、という問いにリスク社会学の観点から取り組むことにある。

2. 方法

ここで検討したいのは、自民党政権による原発推進政策の復活という動向だけでなく、福島原発事故をめぐる議論の中で、原発批判側もまた原発回帰を可能にするロジックを（意図せざる形で）提供してしまったのではないか、という点である。

事故直後の論争では、政府側・東京電力側の「想定外」言説と、批判側の「責任追及論」「原子力村・安全神話批判」などの言説とが対立していた。後者では、東電や政府への原因・責任帰属と並行して、福島原発事故は「予測されていた事故」「防げた事故」であるとする事故表象が前面に押し出された。しかし、そうした議論は、いわば「不測の事態は予測・制御可能であり、原発は安全に利用できる」「原子力村・安全神話が解体されれば、事故再発は防げる」「原子力技術そのものに欠陥はない」という議論に接続可能であるがゆえに、推進側に格好の論拠を提供してしまった可能性がある。本報告では、以上の事態が生み出された背景を捉えるために、a)「責任追及論」の典型としての「国会事故調査報告書」（以下、国会事故調）の内容を検討し、b) そこから、U・ベックのリスク社会学の枠組みを頼りに、責任追及の逆説ともいえるメカニズムを抽出する。

3. 結果

a) 言説分析：国会事故調における責任追及とコントロール幻想の同居 国会事故調は、福島原発事故を「明らかな人災」と認定し、東電や規制当局等に対する厳しい責任追及や体制批判を行った。その反面、「科学は津波や事故の可能性を予測できていた」とし、自然災害や巨大技術に対する「科学の予測・制御能力に対する過大評価」や「コントロール幻想」を内包している。さらに、事故原因を組織的・制度的問題へと還元し、原子力に関連する科学・技術そのものの問題点を不問化することで、結果的に、制度改革・安全対策改革のみでの原発再稼働の道を残す議論に至っていた点が明らかになる。

b) 理論的検討：責任追及の逆説 ベックは、特定の決定者に起因し、予測・制御可能な「旧いリスク」と、原発事故のように、集合的かつ長期的な意思決定過程に起因し、明確な原因・責任の帰属が困難で、科学者にも予測・制御不可能で、誰にも責任を取りえない「新しいリスク」とを区別した。「責任」という観念は、前者との関連で発展してきたものである。「新しいリスク」の問題に対して責任観念の適用と責任追及が推し進められると、それと連動して、「新しいリスク」の「旧いリスク」への意味変換ないし矮小化、前者の不可視化が生じることが見えてくる。複雑な集合的・構造的問題は捨象され、特定の決定者だけの問題であるかのように表象される。意図せざる因果連関や非知性は捨象され、予測・制御・回避可能性が強調され、結果的に「コントロール幻想」が台頭する。

4. 結論

以上のような責任追及の負の側面が、ポスト 3.11 の原発回帰に関係している可能性が明らかになる。

参考文献

井口暁, 2019, 『ポスト 3・11 のリスク社会学——原発事故と放射線リスクはどのように語られたのか』ナカニシヤ出版.